幼保連携型認定こども園 ChaCha Children Makuhari 運営規程

(施設の名称等)

- 第1条 社会福祉法人 ChaCha Children & Co. が設置するこの施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名 称 幼保連携型認定こども園 ChaCha Children Makuhari
 - (2) 所在地 千葉県千葉市美浜区打瀬 2-18-2

(施設の目的及び運営方針)

第2条

- 1 特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員および管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども(以下、園児という。)に対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的とする。
- 2 当園は、良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供にあたっては、園児の最善の利益を考慮し、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境を提供するよう努めるものとする。
- 3 当園は、特定教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児 の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- 4 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 当園は、「千葉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める 条例(平成26年9月22日条例第48号)」その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施す るものとする。

(利用定員)

第3条 当園が受け入れる子どもの年齢は、生後3ヶ月から小学校就学前までとし、利用定員は、次のとおりとする。

クラス	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
1号				2 人	2 人	2 人	6人
2号・3号	11 人	15 人	18 人	22 人	22 人	22 人	110 人
合計	11 人	15 人	18 人	24 人	24 人	24 人	116 人

(提供する保育等の内容)

- 第4条 当園が提供する保育等の内容は、次のとおりとする。
 - (1) 特定教育・保育の提供

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令を遵守し、幼保連携型認定こども園 教育・保育要領及び全体的な計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供す る。

- (2) 食事の提供
- (3) 子育て家庭に対する支援
- (4) 延長保育事業
- (5) 一時預かり事業(一般型・幼稚園型)
- (6) その他保育に係る行事等

(保護者に対する子育て支援の内容)

- 第5条 当園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援するものとする。
- 2 当園は、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要

と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。

3 当園は、保護者に対する子育ての支援において、地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努める。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

- 第6条 当園が特定教育・保育を提供するあたり保育の実施にあたり配置する職員の職種、員 数及び職務の内容は、次のとおりとする。なお、員数及び職務の内容については、変更となる 場合がある。
 - (1) 園長 1名(常勤専従)

職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用する子どもを全体的に把握し、園務をつかさどる。

- (2) 主幹保育教諭 2名(常勤専従) 地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について 他の保育教諭を統括する。
- (3) 保育教諭 13 名以上(常勤専従、非常勤) 保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
- (4) 栄養士 1名(常勤専従) 園児の発達段階に応じ、必要な栄養量等を計算しながら、離乳食・幼児食の献立を作成 するとともに、給食調理を行う。
- (5) 調理員 2名以上(常勤専従、非常勤) 栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつ等の調理を行う。
- (6) 看護師 1名(常勤専従) 乳児の保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行うととも に、園児および職員の健康管理を行う。
- (7) 事務員 1名(常勤専従) 保育所の運営管理に必要な事務処理、契約事務、経理事務に従事する。
- (8) 学校医 1名
- (9) 学校歯科医 1名
- (10) 学校薬剤師 1 名

(特定教育・保育を提供する日)

- 第7条 当園が保育の提供を行う日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始(12月29日から1月3日)および祝祭日を除く。
- 2 教育標準時間認定子どもへの教育提供については、前項の規定にかかわらず、次の休園日を加える
 - (1) 土曜日
 - 3 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず、 休園日に保育を行うことがある
 - 4 非常災害等真にやむを得ない事情があるときは、臨時に保育を行わないことがある。

(特定教育・保育の提供を行う時間)

- 第8条 当園が保育の提供を行う時間は、次のとおりとする。
 - (1) 保育標準時間認定に係る保育時間 (11 時間) 7 時 00 分から 18 時 00 分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。
 - (2) 保育短時間認定に係る保育時間 (8 時間) 9 時 00 分から 17 時 00 分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。
 - (3) 教育標準時間 9 時 00 分から 16 時 00 分とする (7 時間)
 - 2 当園の開園時間は以下のとおりとする。 月曜~金曜 7時00分から20時00分/土曜 7時00分から18時00分

- 3 当園は保育認定子どもがやむを得ない理由により保育標準時間認定に係る保育時間および保育短時間認定に係る保育時間の前後に保育を希望する場合には、開園時間の範囲内で延長保育事業を実施することとする。ただし、土曜日に限り保育標準時間認定に係る子どもの延長保育は行わない。
- 4 当園は教育標準時間認定子どもがやむを得ない理由により教育時間の前後に保育を希望 する場合は開園時間の範囲内で預かり保育を実施することとする。

(利用者負担その他の費用の種類)

- 第9条 当園は、子ども・子育て支援法第27条第3項第2号に基づき、園児の居住する市町村が定める額の利用者負担額を保護者から徴収する。
 - 2 当園は、保護者の同意を得たうえで、前項に掲げる利用者負担額のほか、特定教育・保育等において提供される便宜に要する費用等のうち、別表に掲げる費用の支払を利用者から受けるものとする。
 - 3 前各号の定めに関わらず、市町村の定める条例および規定により免除される費用についてはこの限りではない。

(利用の開始に関する事項)

- 第10条 当園は、2号認定子ども及び3号認定子どもについて、児童福祉法第24条の規定により市区町村が行った利用調整により当園の利用が決定されたときは、原則としてこれに応じ、利用を開始するものとする。
 - 2 当園は教育標準時間認定子どもの保護者から利用の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒まない。
 - 3 利用の申し込みに係る教育標準時間認定子どもの数および現に利用している教育標準時間認定子どもの数の総数が、利用定員の総数を超える場合には、当園の教育理念に基づき 選考を行う。
 - 4 前項の選定方法その他入園に必要な手続きは、毎年度、募集要項を定めて明示する。

(利用の終了に関する事項)

- 第11条 当園の利用は、次の場合に終了するものとする。
 - (1) 園児が小学校に就学するとき。
 - (2) 園児の保護者から当園の利用に係る取消の申し出があったとき。
 - (3) 子ども・子育て支援法における支給認定の要件に該当しなくなったとき。
 - (4) その他利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

- 第12条 当園は、特定教育・保育の提供を行っているときに、利用する子どもに体調の急変が 生じた場合や事故が発生した場合は、速やかに当該子どもの保護者及び市に連絡するとと もに、当該子どものかかりつけの医療機関その他の医療機関に受診させる等の必要な措置 を講じるものとする。
 - 2 当園は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その分析を行い、改善策を講じるものとする。
 - 3 当園は、特定教育・保育の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を 速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 当園は、日頃から消防計画や災害対応マニュアル等を作成し、消火器等の消火用具の 設置や非常口その他の必要な設備を設けるとともに、避難・備蓄用品等を備え、毎月1回 以上の避難・消火訓練を実施し、非常災害時の伝言方法・避難場所等を明確にしておくも のとする。 (虐待等の防止のための措置)

第14条 当園は、利用する子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者を設置する 等の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じ るものとする。

(記録の整備)

- 第15条 当園は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5年間保存するものとする。
 - (1) 日々の特定教育・保育の提供の記録
 - (2) 特定教育・保育の提供にあたっての計画
 - (3) 特定教育・保育の受給に係る保護者の偽りその他不正な行為の市町村への通知に係る記録
 - (4) 利用する子どもの保護者等からの苦情の内容等の記録
 - (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他利用にあたっての留意事項)

- 第16条 当園では、医師の承認がない限り投薬は行えないものとする。
 - 2 当園では他の利用者に対する一切の宗教活動、政治活動及び営利活動は行えないものとする。

(その他運営に関する事項)

- 第17条 当園の運営に関して以下の事項を定める。
 - (1) 利用者に対する事前説明の方法 入園前に説明を実施する。
 - (2) 相談・苦情等への対応

当園では、社会福祉法第82条の規定により、利用者からの相談・苦情等に適切に対応するため、苦情解決責任者、苦情受付担当者および第三者委員を設置し、苦情解決に努めるものとする。

- 1. 苦情解決責任者 幼保連携型認定こども園 ChaCha Children Makuhari 園長
- 2. 苦情受付担当者 幼保連携型認定こども園 ChaCha Children Makuhari 主任保育士
- 3. 第三者委員 玄関に掲示

附則

この規程は、2025年4月1日より施行する

(別表) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

受領する費用の種類	支払を求める理由	金額		
給食費	3 歳以上の児童に提供する主1 実費でご負担いただきます。		1,500円4,500円	
一時保育	一時保育に要する費用をご負	3 歳未満児	(一日保育) (午前保育) (午後保育)	2, 275 円 1, 175 円 900 円
机化目	担いただきます。	3 歳以上児	(一日保育) (午前保育) (午後保育)	1,275 円 650 円 400 円
延長保育料	2,3号認定子どもの延長保育に 費用の一部をご負担いただきる	乳児:1Hまで 2Hまで 3H以上 幼児:1Hまで 2Hまで 3H以上		
預かり保育料	1号認定子どもの預かり保育に 費用の一部をご負担いただきる	7:00-9:00・16:00-18:00 200 円/時間 18:00-20:00 1,000 円/回 土曜日 9:00-16:00 1,200 円/回		
開所時間外の保育	閉所時刻以降の保育は原則とし ん。緊急事情等で保育を行う場 保育料をご負担いただきます。	5 分毎 500 円		
紙おむつ代	業者の月額定額制サービスの利とさせていただきます。 (原則0歳児から2歳児を想象	1270~2480 円		
買取パンツ	利用時にご負担いただきます	1枚 300円		
布団乾燥代	実費の一部をご負担いただきる	乳児 80 円/月 幼児 40 円/月		
帽子代	1歳児以上は年齢別のカラー帽す。	(春夏用) (秋冬用)	2,000 円 2,000 円	
保険料	日本スポーツ振興センター加 <i>7</i> をご負担いただきます。	入会時・年度更新時 130円		
遠足費等	交通費・利用料などの実費をご きます。	実費		
写真販売	希望者に実費でご購入いただき	実 費		

[※]給食費は、月間の利用日数が前月末までに把握可能となり、利用日数が11日以下となった場合 に、月額の給食費の半額を控除します。

※一時預かり保育の一日保育および午前半日の保育料には、主食費を除く給食費(副食費・おやつ代)を含みます。

午後半日の保育の場合は、給食費から副食費を除いた利用料になります。